

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

赤穂市長 牟禮 正稔

市町村名 (市町村コード)	赤穂市 (28212)
地域名 (地域内農業集落名)	西有年横山地区 (西有年横山集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月29日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・区域内の農地は一部の果樹園を除き大半が自己保全で占められており、また、農業者の高齢化も進んでいる。
- ・地域内農地は山間にあるため日照条件が悪い上、作土も浅い。また、未整備農地であるため、担い手の確保が困難である。
- ・水路、農道、畦畔等の管理をどのようにするかが課題である。
- ・栽培環境が厳しく地域の活性化を図るための新たな作物の導入が困難である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手を確保できるまでは、クリ、カキ、リンゴ等の果樹類の栽培及び保全管理の農地は引き続き農地所有者が管理する。また、市、県と連携して新たな高収益作物の導入や環境に配慮した農地の活用方法についても検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は隣地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

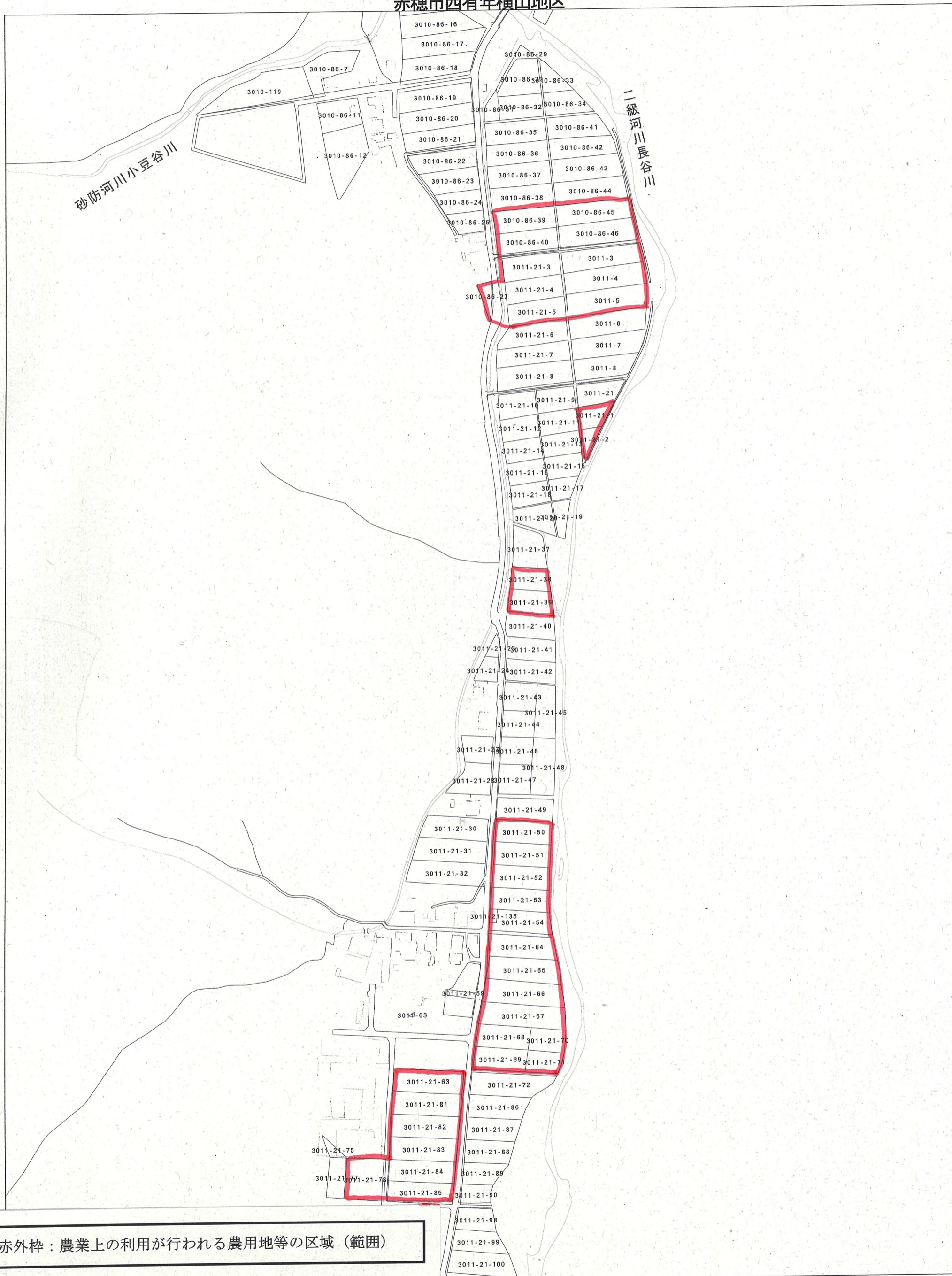
3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の大半は、作物が作付けされていない自己保全で占めている状況であるため、農業委員・農地利用最適化推進委員の協力の下、地区外から担い手を募り、担い手への農地の集積・集約化を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手が確保できた際は、農地は出し手、受け手に関わらず、原則として農地中間管理事業を活用する。また、当面は耕作を継続する農家が営農が困難となった場合に、農地バンク機能を活用して担い手へ貸付けていくよう、集落全体で検討していく。
(3)基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した用排水設備の再整備化について検討する。また、水利施設等については、土地改良区、受益者等と連携し、計画的な維持管理に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
将来的に耕作されない可能性の高い農地が増加することも見込まれることから、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県、JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合、農業サービス事業者等による農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他
<p>①鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣被害を最小限に抑えるため、防止柵の設置等の対策について集落全体で検討する。</p> <p>⑤果樹等の取組方針 カキ・クリ等果樹類の栽培面積を維持するとともに生産性の向上を目指す。</p> <p>⑦環境保全、農地の維持管理等の取組方針 地域住民と農家が協力して農村環境、農地を守っていくための協議を継続する。また、農道・用排水路等の維持管理に取り組む。</p>				

赤穂市西有年横山地区



赤外枠：農業上の利用が行われる農用地等の区域（範囲）